

2024年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社ウイルコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 若林 圭太郎
(コード：7831、スタンダード市場)
問合せ先 取締役 大槻 健
(TEL. 076-277-9811 (代表))

改善計画書の策定方針に関するお知らせ

当社は、2024年10月25日付で開示した「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2024年10月26日付で特別注意銘柄に指定され、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を抜本的に改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 改善計画の策定方針

当社は、2024年7月10日付「第三者委員会の調査報告書に関するお知らせ」にて公表のとおり、第三者委員会による調査報告書（以下「本調査報告書」といいます。）において、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を受けております。

当社は、第三者委員会の調査報告書において指摘された事項及び再発防止のための提言を真摯に受け止め、有効性・実効性の高い再発防止策を策定すべく、2024年7月29日に開催した取締役会において一部の役員報酬の減給及び当社創業者である取締役の辞任及びチーフコンプライアンスオフィサーの社外からの招聘並びに第三者による再発防止委員会の組成などの施策を決定し、同日付「役員報酬減額及び取締役辞任並びにガバナンス及びコンプライアンス改善に向けた施策のお知らせ」にて公表いたしました。

また、2024年9月17日付「再発防止委員会組成及び開催のお知らせ」にて公表のとおり、第三者の専門家かならなる再発防止委員会を2024年9月1日付で組成し、9月16日に第1回委員会を開催し、第三者委員会の調査報告書において報告された事実関係及び発生原因に基づき、実効性の高い再発防止策の策定に取り組んでおります。

このたび、特別注意銘柄に指定されたことから、上記の再発防止策の各事項が十分であるか再検討するとともに、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化を図るべく、以下の具体的プロセス及び実施計画のもと、再発防止委員等の外部専門家の支援も受けながら改善計画を策定し、内部管理体制の再構築に取り組んでまいります。

プロセス		実施（予定）日
1	原因分析（本調査分析書を当社として確認検証し、当社として原因分析したもの）	2024年7月10日～2024年7月29日 （実施済）
2	再発防止策の策定と実施・運用	2024年7月29日～（一部実施済）
3	改善計画の策定に係る再発防止委員会の組成と外部専門家との接触・ミーティング	2024年9月1日～2025年4月30日（予定）
4	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の再検討	2024年10月25日～2025年1月10日
5	再発防止委員会中間報告書（提言）及び提言に基づく当社の方針並びに進捗状況等の適時開示	2024年12月初旬（予定）
6	改善計画の策定	～2025年1月10日（予定）
7	日本取引所自主規制法人へ改善計画書案を提出	2025年1月10日（予定）
8	改善計画・状況報告書の適時開示	2025年1月24日（予定）

なお、再発防止策について、以下の内部管理体制の改善策を実施しております。

(1) コーポレート・ガバナンス及び内部体制の強化

①取締役会の管理・監督機能の強化

・新経営陣の検討

現在、新役員人事の検討を続けております。今後、機関決定後、速やかに開示いたします。

・取締役会資料の早期送付

開催5日前までの議案送付による取締役の十分な検討時間の確保。

・役員連絡会検討事案の社外取締役への共有

取締役会付議事項の事前検討機能を有する役員連絡会（毎週開催）において議論された内容の社外取締役への適宜共有。

②企業風土の改革

・権限基準表の見直し

組織階層と権限・責任の明確化及び権限委譲の促進。

・創業者の影響力の排除

前取締役で創業者の有形無形の社内に対する影響力の排除。

・社長による社員向け定期メッセージの配信

法令遵守を含むコンプライアンス及び会社の将来ビジョン等の配信。

・社長による社員とのコミュニケーション機会の増加

幹部社員の定期面談及び一般社員を含めた部門別スモールミーティングの開催。

(2) チーフコンプライアンスオフィサー（現執行役員）によるコンプライアンス強化

① コンプライアンス研修の開催

・契約弁護士による社長、関係取締役、管理部門部長に対するコンプライアンス研修の開催。

・全社員を対象としたコンプライアンス研修の開催と理解度の測定。（予定）

・コンプライアンスハンドブックの全社員への配布。

② 内部通報制度の刷新

・内部通報プロセスの可視化等。

③ コンプライアンス推進部の発足

・2024年11月1日付の組織改編によりコンプライアンス推進部を正式発足させ、チーフコンプライアンスオフィサー及びコンプライアンス推進部長並びに社内各部門から選出した推進メンバー（コンプライアンスオフィサー）による再発防止策を社内へ浸透させる体制の構築。

2. 再発防止委員会の組成

当委員会は第三者の専門家3名で組成され、株式会社国際危機管理機構及び当社に設置した事務局を通じて活動を行っております。活動期間は8か月を予定しており、2024年9月～11月を再発防止策提言のための調査、分析及び2024年12月初旬中間報告書(提言)の開示(予定)、並びに2024年12月～2025年4月を再発防止策の実行及びモニタリング期間として活動を続けます。

(1)委員会開催日

第1回	2024年9月16日	開催済
第2回	2024年10月17日	開催済
第3回	2024年11月12日	開催済
第4回	2024年11月26日	予定

(2)常勤取締役及び創業者(2024年7月29日付辞任)に対する個別ヒアリング実施。

(3)従業員に対する企業風土、再発防止に関するアンケート実施。

3. 今後の見通し

今後、再発防止委員会が策定中の再発防止策を検討し、その内容、計画、スケジュールをとりまとめ、中間報告書(提言)として公表する予定です。当社は、前掲の改善策に加えて、中間報告書(提言)において再発防止委員会がとりまとめた再発防止策を踏まえ、その方針や内容を精査したうえで、再発防止改善計画を公表します。なお、本開示内容及びスケジュールに変更・遅延が発生した場合は速やかに開示いたします。

以上